

犬上川河畔林のタブノキ林の伐採について

今回の伐採事故は、平成 7 年度から日高学長をはじめとする県立大学の関係者と協議して策定した「河畔林のタブノキ林保全計画」が組織として承継されていなかったことが大きな原因である。

県としては、この事態を深刻に受け止め、県民並びに関係者へ謝罪したうえで、早急に当該現場の再生対策の検討を行うとともに、改めて、公共事業に伴う環境保全対策への取り組みを再構築し、再発防止に万全を期すことで、この事故に対する県としての責任を果たしたい。

1. 今日までの対応状況

- H24. 11. 9 知事の謝罪（県ホームページへの掲載）
- H24. 11. 11 知事の現地調査
- H24. 11. 12 野間准教授等と県合同による現地調査
- H24. 11. 16 野間准教授等と県合同によるタブノキ等幼樹の仮移植（伐採すべき区域のみ）
- H24. 11. 22 土木交通部長の謝罪（政策・土木交通常任委員会）
- H24. 11. 29 「犬上川河畔林のタブノキ林」伐採事故の緊急報告会（公開：伐採事故の報告、学識経験者の講演、環境への取り組みの再確認）
- H24. 12. 14 「犬上川タブノキ林保全・再生対策検討会」の設置
(H25. 1. 14 予定 「淡海の川づくりフォーラム」での外部への報告)

2. 特定植物群落の位置づけ

犬上川のタブノキ林は、昭和 63 年に環境省の特定植物群落に選定されている。

(1) 環境省の方針

法的な強制力は無いが、保全することが望ましい。

(2) 滋賀県の方針（自然環境保全課）

法的規制は無いが、開発や工事に伴う自然環境保全協定等による協議の際において事業者に保全をお願いしている。

3. 責任の所在について

今回の伐採事故は、関係職員個人の不注意に起因するというよりも、タブノキ林の保全計画が組織として十分に承継されなかつたことが大きな原因である。

しかしながら、保全すべきタブノキ林を伐採し社会的に重大な影響を及ぼした事案でもあり、土木交通部長から湖東土木事務所の管理監督職員に対して注意を行ったところである。